

【2023年度：改定版】

私達の生活規定

前 文

私達の高校生活は、将来の健全な生活の基礎を確立するための重要な時期に位置するものである。私達はこれを最も有意義な、そして幸福なものにすべく、各人が規律を守り、充実した生活を送れるよう努めなければならない。ここに私達の生活規定と題して、これを明記し、愛校の精神をもって守るよう努力する。

1. 制服について

制服

- ・本校指定の制服を正しく着用する
- ・更衣については次のように定める

6月1日～9月30日：夏服 10月1日～5月31日：冬服

5月・9月・10月は移行期間とし、夏服・冬服のどちらかを選択できる

- ・特別な事情等により申出がある場合は、必要に応じて別途対応する
- ・校章、転写シール、ボタン等は学校指定業者を通じて購入する

スカート

- ・スカート丈は膝頭中央の長さとする
- ・ベルト・サスペンダーは使用しない

ワイシャツ

- ・一般的に販売されている標準形態の無地白色のものを着用する
- ・夏服着用時：別途購入した校章転写シールを左胸ポケット上部中央に貼る

2. その他服装規定について

セーター・カーディガン

- ・黒・ベージュ・白・茶・紺・灰色の無地に限る
- ・一般的なスクールセーターに準じたもの
- ・厚手の生地のもの、編み目の粗いもの、編み込みの模様のあるものは不可
- ・メーカーのロゴ刺繡等のワンポイントは無地に含める（靴下、コートも同様）
- ・男子：登下校中は制服の下に着用すること

靴下・防寒着

- ・靴下：白・黒・紺の無地に限る
- ・防寒着：黒・ベージュ・白・茶・紺・灰色の無地に限る

頭髪その他について

- ・パーマ・染髪・化粧・色付きのリップクリーム・アクセサリー着用は禁止
- ・ヘアアイロンの校内持ち込み禁止

3. 学校内の生活について

- ・個人ロッカーは各自で施錠して使用し、上に物を置かない
- ・マジックドアを適正に使用し、開放禁止とする
- ・下足箱の上に物を置かない
- ・生徒玄関開錠時間：平日 7：30～17：00
- ・朝S H Rから帰りS H Rまでの間に学校外へ出ることは禁止とする
- ・やむを得ず外出する場合や早退する場合等は担任の許可を得ること

- ・中学課業時間中は中学ホームルーム教室前を通行しない、学食に行く際は1階に降りてから移動すること

4. 登下校について

- ・8時30分までに着席し、始業までの10分間を有効活用すること
- ・登校、下校ともに右側通行する
- ・特に市高通りではグリーンベルト内を通行し、広がらない、大声を出さない
- ・歩きながらのスマートフォン使用、イヤホン装着、読書をしない
- ・教職員の指導の下で活動する場合を除き、休日には登校しない

5. スマートフォン・タブレットの使用について

- ・歩きながら使用しない
- ・校内の電源を使用しない
- ・授業中の使用については授業担当者の指示に従うこと
- ・式典・集会・行事等も授業に準ずる
- ・情報端末管理規定を順守して使用すること
- ・他人が映り込んだ写真や動画をネット上に出さない
- ・授業や学校行事を撮影した写真や動画はネット上に出さない
- ・個人情報（名前・学校名・クラス・出席番号等）をネット上に出さない

6. アルバイトについて

- ・アルバイトは原則として禁止とする
- ・特別な事情でやむをえず行わなければならない場合は、担任を通して学校に届け出て学校の指導を受けたうえで、保護者の責任のもとに行う

7. 自転車通学について

- ・原則として学校より半径1.5km以上の距離に住居がある場合は、所定の手続きを経て自転車による通学をすることができる。ただし、半径1.5km以内であっても特に事情のある者は、審査のうえ認める場合がある
- ・自転車通学を希望する場合は、自転車通学許可願を提出し、許可を受けること
- ・許可を受けた者は、学校より交付された整理番号票を所定の場所に貼付すること
- ・雨天時の傘さし運転は禁止する。雨天時はレインコートを必ず着用すること
- ・自転車損害賠償保険に必ず加入すること
- ・学校敷地内では降りて押すこと
- ・定められた位置に施錠して駐輪すること
- ・乗車用ヘルメットを着用するように努めること

8. 別規定あり

- ・自動二輪車等の運転免許の取得等に関する手続きおよび指導指針
- ・普通自動車運転免許の取得について